

独立行政法人国立環境研究所節電計画

平成23年6月16日
独立行政法人国立環境研究所

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）及び環境省節電実行計画（平成23年5月31日）を参考としつつ、地球温暖化研究をはじめとする国内外の環境研究の中核的機関として、また、政策貢献型機関としての社会的責任及び使命に鑑み、研究業務への影響を最小限に抑えつつ法的義務を超えた節電成果を率先して達成すべく、独立行政法人国立環境研究所が実行する節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、これまで地球温暖化防止及び省エネルギーの観点から積極的な節電対策に取り組んできた。具体的には、国の機関として初めてのE S C O事業の導入（平成17年度）、研究計画の工夫・調整による大型実験施設の夏期一部休止（平成13年度から）、夜間電力をためて昼間時のピーク時に用いるNAS電池の導入（平成15年度）などの大規模な対策から、こまめな冷房の調整や不要な照明の消灯の徹底などの細やかな取組まで幅広く行ってきた。

このような実績と経験を踏まえつつ、また、すでに講じた取組の成果をスタートラインとして、さらに所員全員の英知と努力を集約して一層の節電対策を実施する。

2. 実施期間

本計画の実施期間は、平成23年7月1日から9月30日までとする。

3. 目標

東京電力管内である茨城県つくば市に所在する大口需要設備（注1）たる研究所において、使用制限期間・時間帯（注2）における使用最大電力を基準電力値（注3）に比して20%以上抑制するとともに、使用制限期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

この取組により、NAS電池によるピークカット分を合わせ、昨年同時期の実使用最大電力値を25%以上削減する。

注1： 契約電力500kW以上の設備

注2： 平成23年7月1日から9月30日までの間の平日の9時から20時まで

注3： 1時間単位の使用最大電力値として5600kWとする。（昨年同時期の使用最大電力は6144kWであり実績値が契約電力値を上回っていたため、経済産業省告示に基づき契約電力値を基準電力値とする。）

4. 節電に係る具体的取組

節電に係る具体的取組は以下のとおりである。また実施期間中において進捗を管理することを通じて随時対策の追加や見直しを検討する。

(1) N A S 電池によるピークカット

本構内に設置したN A S 電池によりピークカット（ピーク時最大800kW）を行う。

(2) スーパーコンピューター等消費電力の大きな設備等に関する節電

- ・ エネルギーセンターの運転方法の変更（都市ガスをエネルギー源とする吸収式冷凍機の活用、供給する冷水温度の設定変更等）
- ・ スーパーコンピューターの一定期間稼働停止／運転期間中の一部稼働停止
- ・ サーバー類の可能な集約及び一定期間稼働停止
- ・ 低公害車棟における試験の一時停止
- ・ 大気拡散実験棟の一時閉鎖
- ・ 恒温・恒湿室の可能な統合及び一部使用停止／使用する場合の設定温度変更
- ・ 試料保管用等の冷蔵庫・冷凍庫の可能な統合及び一部使用停止
- ・ 藻類保存装置における昼夜転換運転

(3) 冷房、空調に関する節電

- ・ 使用していない部屋や会議準備中の部屋などにおける冷房の禁止
- ・ 冷房稼働を停止するエリア、部屋の設定とロックアウトによる電力不使用の徹底
- ・ 気温の変化に応じたきめ細かな集中冷房の管理、夜間の冷房運転の停止
- ・ サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・ 囲い等の導入による空調対象容量の削減
- ・ 網戸整備による窓あけと冷房停止の奨励
- ・ ブラインドの活用と適切な調整
- ・ 室内二酸化炭素濃度に配慮した換気風量の削減
- ・ 壁面等緑化、打ち水、よしず等の実行又は活用
- ・ 暑さ対策としてのスーパークールビズ等（ポロシャツの奨励、ノー上着の徹底、冷涼グッズの活用）の実施
- ・ 水筒・マイボトルの持参励行

上記の取組と並行して、職員に対し熱中症の予防・対策に関する知識を普及して、自ら可能な熱中症予防対策実施に資するとともに、体調不良等の申し出先と申し出等があったときの研究所の対応策等を取りまとめたマニュアルを整備し所内に周知する。

また、所外からの見学者受け入れに関しては、研究所の節電対策を事前に説明することなどにより、研究所の節電に対する理解と協力を求め、昼間の高温時をなるべく避けてもらうとともに、熱中症対策等の安全確保にも十分留意する。

(4) 照明、電気機器に関する節電

- ・ 研究業務、執務及び安全確保に支障のない照明の間引き、停止を徹底し、所内各所での照明を原則半減
- ・ 手元照明を導入したところでは、日中は室内照明用蛍光灯を原則消灯
- ・ 消費電力の大きい水銀灯、キセノンランプ等の使用の徹底した見直し
- ・ 便座の暖房停止、洗浄用温水の加温停止
- ・ 執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化
- ・ 電気ポット、コーヒーメーカー等の使用停止
- ・ 契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器等の採用

(5) OA機器に関する節電

- ・ 使用していないOA機器等の待機電力カットの徹底
- ・ パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・ プリンタ、コピー機の稼働台数の削減
- ・ 会議資料ペーパーレス化の一層の推進
- ・ 消費電力の大きいカラーレーザープリンターのピーク時使用の抑制

(6) その他積極的に推進する各種方策による節電

- ・ 超過勤務の一層の縮減（定時退庁よびかけの徹底）
- ・ 居室の移動、集約化等による冷房・照明等使用空間の削減
- ・ 屋外エネルギー配管の断熱性の強化
- ・ エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・ 自動販売機の消灯、省エネ型への切り替え

(7) 電力使用状況の職員への周知及び意識啓発

- ・ 電力使用状況の「見える化」による、節電モチベーションの向上
- ・ 研究部門・管理部門それぞれの組織毎に「節電リーダー」を設置し、節電対策の実施についての管理を徹底
- ・ 職員の家庭における「うちエコ」や「CO2みえ〜るツール」等の実践による、職員の節電意識の一層の向上

5. 進捗管理の実施

理事長を本部長とする国立環境研究所節電対策本部において、本計画の周知徹底及び確実な実行を図るとともに、各需要設備における節電対策の取組状況の確認・評価、緊急時における対応の指示等を行うことにより、本計画の進捗を管理する。

また、実施期間後には、節電実績についてとりまとめ、公表する。